

- 令和8年1月29日 第3回まちづくり総合戦略会議（過疎計画の確定）
大阪府と正式協議
- 令和8年3月 3月議会にて計画策定にかかる決議
国へ計画提出

※過疎地域持続的発展市町村計画

第8条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域
持続的発展市町村計画を定めることができる。

第8条7 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めようとするときは、当該市町村計画に定める事項
のうち、第二項第四号に掲げる事項については、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。